

尼崎市地域公共交通会議資料
資 料 第 1 号
平成 30 年 11 月 1 日

平成 30 年 11 月 1 日  
阪神バス株式会社

## 平成 31 年 4 月以降のバス路線改編案について

### 1. はじめに

平素は当社事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。当社では、平成 28 年 3 月に旧尼崎市交通局のバス路線を譲受して以降、今日まで、路線の運行確保に加え、始終発時刻の拡大や IC カードシステムの導入など、更なる利便性向上に取り組んで参りましたが、この間、大きな事故・トラブル等に見舞われることなく、無事に事業運営に取り組むことができています。これも皆様方のご理解・ご協力の賜物であると、心より感謝申し上げます。

さて、昨今の事業状況に目を向けますと、乗務員不足の状況は深刻化しており、路線の維持・運営は難しいものとなる一方ですが、尼崎市内線におきましては、路線譲受に際し、尼崎市との間で締結した「尼崎市営バス事業の廃止に係る阪神バス株式会社の運行に関する協定書」（以下「協定書」という）において、平成 31 年 3 月 31 日までの移譲時の路線、運賃制度等のサービス水準を維持することが定められており、現在は、移譲時の路線、制度等を維持しながらの運営に努めております。

しかしながら、現行の路線網を俯瞰した時に、総合医療センターや主要鉄道駅へのアクセスについては、さらなる増便により旅客増も見込める状況にある一方で、収支改善は非常に困難と思われる不採算路線もあり、今後、民間としての経営努力により持続可能なバスネットワークを維持していくためには、一定の路線再編は必要なものと考えています。

協定書においても、平成 31 年 4 月以降の路線については、地域公共交通会議の意見等を踏まえたうえで、一定の路線改編は可能であると規定されているため、今般、現段階における路線再編案を取りまとめさせていただいた次第です。前述のとおり、乗務員不足も続いているため、大規模な増便や全くの新規路線の開設は非常に難しく、現行路線網の継続を基本とした上で、可能な限りの利便性向上と一定の効率化を目指した再編案としておりますので、何卒事情ご賢察いただき、よろしくご協議の程、お願い申し上げます。

### 2. 平成 31 年 4 月以降のバス路線改編案

別紙 1 参照

### 3. 今後の予定

平成 30 年 11 月 国への認可申請

平成 31 年 4 月以降 新路線での運行開始

以 上